

平成30年6月6日

備前市議会議長 立川 茂 殿

請願者 岡山市北区西島田町4-25
原水爆禁止岡山県協議会
代表理事 中尾元重

紹介議員 中西裕康

請 願 書

1 請願の要旨

「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願

2 請願の趣旨

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連でついに核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められています。

9月20日には核兵器禁止条約の署名が開放され初日には50カ国が署名、これまで10カ国が批准しました。2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル賞を受賞するなど、世界は核兵器禁止・廃絶へと動きだしています。朝・韓首脳会談で朝鮮半島の非核化が現実的課題となるなど、新たな情勢も生まれています。

3 請願事項

唯一の戦争被爆国である日本政府がすみやかに禁止条約に調印し、批准することを求め関係機関に意見書をあげていただくことを請願します。